

被扶養者の認定要件も確認しましょう

年度替わりの時期は、被扶養者の異動も多い時期です。

下の、被扶養者の認定①～④及び被扶養者の取消⑤～⑧の要件は、この時期特に多く見られますので、該当する方は所属所経由で手続きを行う必要があります。

◆被扶養者の認定

認定要件に該当した場合は、その要件を備えた日から30日以内に「被扶養者認定申告書」に必要書類を添えて提出してください。

なお、**事実発生日から30日を超えて申告した場合は、申告書に記載された「所属所受理年月日」が認定日となります**ので、ご注意ください。

	認定要件	認定日	認定事実発生日を確認するための書類等
①	退職	退職した日の翌日	<退職した日の確認> 退職辞令の写、離職票の写、加入していた健康保険の資格喪失証明書等
②	生計維持者の退職による扶養替え		<退職した日の確認> 退職辞令の写、離職票の写、加入していた健康保険の資格喪失証明書等 <生計支持者との家族関係確認> 戸籍謄本
③	同居	同居した日	<同居した日(住所異動日)の確認> 住民票謄本 ※同居要件が必要な方との同居による認定(福利厚生ハンドブック2]2P被扶養者として認定できる親族の範囲を参照してください。)
④	収入減少	収入が減少した日	<収入減少の確認> 確定申告書及び収支内訳書の写…申告を行った日が認定日 年金改定通知書の写…通知書を受領した日が認定日 雇用契約書の写…労働条件が変更した日が認定日

◆被扶養者の取消

取消要件に該当した場合は、速やかに「被扶養者取消申告書」に被扶養者証及び必要書類を添えて提出してください。提出が遅れ、**さかのぼって取消となった場合、医療費の返還が生じることがあります**のでご注意ください。

	取消要件	取消日	取消事実発生日を確認するための書類等
⑤	就職	就職した日	<就職した日の確認> 就職辞令の写、加入した健康保険証の写等
⑥	別居	別居した日	<別居した日(住所異動日)の確認> 住民票謄本 ※同居要件が必要な方との別居による取消(福利厚生ハンドブック2]2P被扶養者として認定できる親族の範囲を参照してください。)
⑦	雇用保険受給	支給期間初日	<支給期間初日の確認> 雇用保険受給資格者証の写、失業者退職手当受給資格者証の写 ※日額3,612円以上の雇用保険失業給付金を受給することとなったとき
⑧	収入超過	収入が超過した日	<収入超過の確認> 確定申告書及び収支内訳書の写、年金改定通知書の写、雇用契約書の写、事業主の給与支払証明書、個人年金・財形年金の証書・送金通知書の写等 〔確定申告書及び収支内訳書の写…申告を行った日が取消日 年金改定通知書の写…通知書を受領した日が取消日 雇用契約書の写…労働条件が変更した日が取消日 パート、アルバイトなどで収入が不安定な場合や、複数の恒常的収入がある場合は、月毎合算した額が基準月額を超えていないか確認をしてください。 月額108,334円以上の収入が3カ月連続した時に取消となります。 ※詳細は福利厚生ハンドブック2] 4P 5.被扶養者の取消をご覧ください。 毎月の給与明細書で確認(超過前の明細と超過後3カ月分の明細が必要) 〔給料が翌月払いの場合…3カ月目の給料日翌日が取消日 給料が当月払いの場合…4カ月目の初日が取消日

被扶養者の認定・取消ともに、必要に応じて上記以外の書類が必要な場合があります。必要書類等不明な場合はご連絡ください。

給付・保健グループ 短期給付担当 017-734-9913